

# 障害福祉サービス事業等の定款表記について

障害福祉サービス事業者等としての指定を受ける際には、提出いただく定款及び登記事項全部証明書に、申請に係る事業についての記載が必要です。

下記の例を参考に表記してください。

なお、定款等の変更に際しては、必ず法人所轄庁に御相談いただきますようお願いいたします。

## 1. 障害者支援施設の指定を受ける場合の表記例

### (1) 社会福祉法人

**「障害者支援施設の経営」**

### (2) 社会福祉法人以外の法人

原則として国、地方自治体又は社会福祉法人以外の法人は、第一種社会福祉事業である障害者支援施設の事業者にはなれません。

## 2. 障害福祉サービス事業の指定を受ける場合の表記例

### (1) 社会福祉法人

**「障害福祉サービス事業の経営」**

### (2) 医療法人の場合

**「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業( 作業所 東京都八王子市 町 丁目 番号)」**

### (3) その他の法人(特定非営利活動法人、一般社団法人、株式会社 等)

**「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」**

1: 上記は、最も事業を広く取り扱える表現としての例です。

#### 【障害福祉サービス事業の範囲】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助

2:事業名を記載しており、他の障害福祉サービス事業を追加指定する場合、その事業名の記載が別途必要となりますので、ご注意ください。(下記の例をご覧ください)

(例)「障害者総合支援法に基づく居宅介護事業」のみ記載されていて、行動援護事業を追加指定を受ける場合

「障害者総合支援法に基づく居宅介護事業及び行動援護事業」等、記載事項の変更が必要です。

3:定款上に「障害者総合支援法に基づく共同生活介護」または「障害者総合支援法に基づく共同生活介護及び共同生活援助」といった表記をされている法人におかれましては、「障害者総合支援法に基づく共同生活援助」又は「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業」といった表記への変更が必要です。

### 3. 一般相談支援事業の指定を受ける場合の表記例

(1) 社会福祉法人

「一般相談支援事業の経営」

(2) 医療法人

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業  
( 相談センター 東京都八王子市 町 丁目 番号)」

(3) その他の法人(特定非営利活動法人、一般社団法人、株式会社 等)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業」

### 4. 特定相談支援事業の指定を受ける場合の表記例

(1) 社会福祉法人

「特定相談支援事業の経営」

(2) 医療法人

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業  
( 相談センター 東京都八王子市 町 丁目 番号)」

(3) その他の法人(特定非営利活動法人、一般社団法人、株式会社 等)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業」

## 5. 障害児相談支援事業の指定を受ける場合の表記例

障害児相談支援事業の指定を受けるには、特定相談支援事業の指定も受けていただくため、特定相談支援事業と障害児相談支援事業の両方の事業を表記してください。

### (1) 社会福祉法人

「特定相談支援事業の経営」

「障害児相談支援事業の経営」

### (2) 医療法人

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業  
( 相談センター 東京都八王子市 町 丁目 番号)」

「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業( 相談センター 東京都八王子市 町 丁目 番号)」

### (3) 社会福祉法人以外の法人

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業」

「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業」